

の開発・工夫は避けて通れない課題であるが、特に、入力方法に困難さを示す肢体不自由教育の場合がより顕著である。入力方法の問題さえ解決できればコンピュータは彼らにとって、コミュニケーションの手段や補助具として、有効なものとなり得る可能性をもっている。

そこで本年度は、肢体不自由教育に的を絞って主に入力装置の開発、活用方法及びプログラムの作成等を行って、コミュニケーションの支援、生活の支援、学習の支援を目的としたコンピュータ活用の可能性を探った。

(3) 研究の概要（第2年次）

① 研究計画

- 肢体不自由教育におけるコンピュータ活用の試行と実際
- 所員のコンピュータ実技研修
- 研修講座への試行的採用
- 第2年次研究のまとめと次年度研究課題の検討

② 研究方法

周辺機器のうち主に入力装置の開発、活用方法及びプログラムの作成等の実践研究を福島県立郡山養護学校（肢体不自由）の協力の下に、小学部3名を対象として進めた。

③ 研究実践

〔事例1〕

左手の粗大な動きに対応できる大型プッシュスイッチの作製により、コンピュータ操作を可能とし、コミュニケーションの手段とした事例

〔事例2〕

舌打ちの音によりコンピュータを操作し、簡易ワープロ及びコミュニケーションの手段として活用した事例

〔事例3〕

脳性まひで運動機能障害はあるが、右足指でコンピュータを操作し、学習活動を支援することを目的とした事例

(4) まとめ

肢体不自由教育においてコンピュータを活用するためには子どもを入力装置に合わせるのではなく、子どもに合わせた反応入力装置の開発が必要になる。同時に、教師は、子どもの力を精一杯発揮させ、どうすれば子どもたちが生き生きと生活し、学習や人とのかかわりが可能になるのかなど、常にコンピュータ活用に対する目的の明確化と焦点化を行うことが大切になる。

また、養護教育全体でコンピュータを活用して、一人一人の子どもの主体的学習、生活を目指すためには、今後、次の3つの課題を解決する必要がある。

- 肢体不自由教育においては、今後、移動を含めた生活全般への支援に広げることを考える必要がある。
- 障害によっては、入力装置の開発に限らずディスプレイ、プリンターなどの開発や改良が必要になる。また、ソフトウェア自体も重要な位置を占める場合が考えられるので、その開発も課題となる。
- 養護教育でコンピュータを有効に活用するためには、廉価・軽量小型のコンピュータの開発が必要になると同時に、これらの研究成果を含めた、情報の交流及びハー

ドウェア、ソフトウェアの流通が必要になる。

2 個人研究

(1) 長期研究員による研究

- 「ライ症候群M児の行動拡大を図るための事例研究」
一主として行動の読み取りを中心に一
福島県養護教育センター長期研究員 根本 峰雄
- 「登校拒否児童生徒への指導援助の在り方」
一グループ活動を通して一
福島県養護教育センター長期研究員 高橋 正美
- 「養護教育におけるコンピュータ活用のための評価に関する研究」
福島県養護教育センター長期研究員 渡邊 世子

(2) 奨励研究

- 「学校生活に適應させるための指導援助の在り方」
一軽度精神遅滞児T・Mとのかかわりを通して一
伊達郡桑折町立釧芳中学校教諭 浅見 肇
- 「一人一人が主体的に参加できる遊びの場面を設定するには、どうすればよいか。」
福島県立大笹生養護学校教諭 鴻野 美子

第5節 教育図書・資料の収集・提供事業

1 教育図書・資料の収集・整理

(1) 教育図書の収集・整理

教育図書については、養護教育に関する専門図書の充実に努め、本年度89冊の新規購入及び寄贈の結果、蔵書数は5,248冊となった。その種類は、心身障害児の教育関係図書が2,972冊となり、医学関係図書が349冊、心理関係図書が167冊、その他の図書が1,760冊となった。これらの図書は、「日本十進分類法」の分類基準に従い分類・配架しているので、いつでも利用できるようになっている。

また、50音検索カード及び分類記号検索カードを整え、コンピュータによる検索もできるようにして、問い合わせ等に応じられるようにした。

(2) 教育関係定期刊行物の収集・整理

教育関係定期刊行物については、県費により今年度33種類を購入した。なお、これまでの購入や寄贈等により2,265冊に達している。

(3) 教育資料の収集・整理

教育資料は、全国の関係機関や県内の教育機関の協力により、研究紀要・研究報告書等の収集に努めており、集まった178冊余りについて「教育資料分類基準」に従って分類した。県内の資料については、更に、学校別に分類・配架した。

2 教育図書・資料の利用

本年度の図書・資料は、養護教育センターの研修参加者を含め、県内の養護教育に携わる教職員によって利用されてきた。また、普通教育に携わる教職員や、障害児の保護者の利